

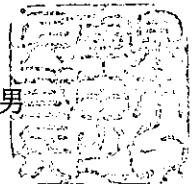
是正等措置・制度改善等状況報告書

三農整第497号の2

平成31年2月12日

三田市オンブズパーソン 様

市の機関名 三田市長 森 哲男



平成30年12月14日付けの
勧告 意見表明 に係る 是正等の措置 制度の改善等の状況 につきまして、

三田市オンブズパーソン条例第17条第2項の規定により報告します。

勧告・意見表明の趣旨	<p>①これまでの三田市行政において、法21条、22条と条例に基づく規制は、ほとんど行われてこなかったといえる。今後は、「火入れ」に関する規制の趣旨を踏まえて、農業者の行う野焼きと「火入れ」の関係について整理し、いかなる野焼きが「火入れ」に該当するのかについての判断基準を定立し、「火入れ」に該当する野焼きについては市長の許可が必要である旨を関係住民とりわけ農業者に対して周知徹底すべきである。</p> <p>②「火入れ」に該当する野焼きについては、延焼防止の観点から、法及び条例に基づき、必要な従事者の確保、消防設備の携行、気象条件の確認などについて確認・規制すべきである。法22条に基づく「通知」については、農業者だけの努力では困難なことも想定できるので、所有者・管理者情報の提供や市広報の活用など必要な協力をねらうべきである。</p> <p>③法及び条例による規制以外にも、野焼きに対して、延焼防止の観点からの規制がある。野焼きが火災の危険を内在する行為であることに鑑みて、農家に対して、改めて、火災予防の観点からの適切な配慮を求めるべきである。</p>
是正等の措置・制度の改善等の状況又は是正等の措置若しくは制度の改善を講ずることができない旨及びその理由	<p>①市では平成元年に森林法第21条の許可の手続きその他必要な事項を定める「三田市火入れに関する条例」を制定しております。しかしながら、法令の範囲内で農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却の中に、その地形状況、幅員や延長、形態等によっては森林法第21条に規定される「火入れ」に該当するものがあるということの認識が浅く、市民に対して、適切な周知や規制ができていなかったことはご指摘のとおりであると受け止めております。</p> <p>そこで、調査結果の通知を受けた直後に12月中旬にJA兵庫六甲の各支店で開催された農会長会において、法の目的や火入れの対象となる行為、事前に申請し市長の許可を得る必要があること、詳細な内容等については事前に市農村整備課まで相談いただきたいことなどを説明するとともに、農業者に対する周知徹底を図るために市広報紙への掲載や市ホームページでの情報発信を行った。</p>

	<p>もに、各農業者にも回覧(別紙)による周知を行いました。</p> <p>なお、農業者からの相談に対する判断基準として、昭和59年1月26日付で林野庁指導部森林保全課長から都道府県林務担当主管課長あてに出された「火入許可制度関係質疑応答(未定稿)」に基づき説明を行っています。</p> <p>また一方で、質疑応答の中では、田畠のあぜ焼き、河川の堤防、道路等の法面にある雑草等の焼却は、実際に焼却される畦畔や法面の幅員や延長、地形状況から、面的な焼却であるか否かをケースバイケースで判断すべきこととされていることからも、法の趣旨にもとづき個別具体的な事情の下において、適切な判断を行うための基準の整理が必要であると考えております。</p> <p>現在、兵庫県や国への相談・照会を進めているところであり、今後は消防活動や法的規制など関連する様々な専門機関等とも協議を行いながら、より具体的かつ現状に即した判断基準の定立に向けて取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>② 森林法における火入れについては、林野火災につながる危険性が大きいことから、これを一般的に禁止している中で、従来から農林業の経営上不可欠のものとして慣行的に各地で広く行われてきた一定の火入れについては、万全の予防措置をとることを前提として、例外的に許可することができるとされています。</p> <p>このことをしっかりと認識し、森林法における火入れに該当する焼却行為については、延焼防止の観点から、法及び条例に基づき予防措置の確認・規制を行ってまいります。</p> <p>また、法22条に基づく通知については、所有者又は管理者が相当数に及ぶことや確認できないことも予想される中、市としましても、ホームページの活用など実施可能な協力の方法を検討してまいります。</p> <p>③ 12月のJA兵庫六甲の各支店で開催された農会長会での説明や回覧による周知により、農業者の方から問い合わせをいただいています。その際には、森林法における火入れに関する説明と併せて、火災予防の観点からも注意喚起を行っています。</p> <p>今後も引き続き、農会長会をはじめ様々な機会を通じて火災予防の視点からの適切な配慮を求めてまいります。</p>
所 管 課	三田市地域振興部産業戦略室農村整備課 電話番号 079-559-5090
備 考	

「例外となる野外焼却の運用指針(案)」及び 「三田市里山と共生するまちづくり条例」について

1. 例外となる野外焼却の運用指針(案)の取り下げについて

例外となる野外焼却の運用指針(案)については、市民の方から野外焼却に対する市の対応において、オンブズパーソンに申し立てがあり、市ではその調査結果を真摯に受け止め、問題解決を早期に図る必要性から、農業を営むための野外焼却に関する一定の判断基準と野外焼却の削減について農業者の皆さんにお示しする当初のガイドライン(案)、その後の運用指針(案)の策定への取り組みや、運用指針策定の根拠を「三田市里山と共生するまちづくり条例(案)」に盛り込むことについて検討してまいりました。

農業者の皆さんにおかれましては、ガイドライン(案)、運用指針(案)への意見募集や条例(案)に対する意見交換会において、様々なご意見をいただき誠にありがとうございました。ご意見の中には、運用指針(案)を策定する趣旨に対する厳しいご意見や、その内容についてもっと時間をかけるべきとの多くのご意見をいただきました。

このようなことから、運用指針については、策定することが適當かを含めて一から見直すこととし、条例から運用指針に関する条文を削除するとともに、先に公表しておりました運用指針(案)についても取り下げることとしました。

なお、農業者の皆さんからいただきましたご意見については、今後、地域の生活環境と農業振興の調和を図るために施策の参考とさせていただき、調和を図るためにどのような方法がよいのかを含めて、農家の皆さんをはじめとする市民の皆さんとの話し合いの場を設けるなど取り組みを進めてまいります。

2. 例外となる野外焼却の運用指針(案)に対する意見募集の結果

①意見件数：161件（41名）

②主な意見

- ・運用指針は農業者の意見を十分に聞いたうえで、策定すべきである。
- ・運用指針は警察との調整が整ったうえで、策定すべきである。
- ・農業を営むために刈り草等の焼却はこれまでから慣習として行われてきたもので、農作業上必要な行為である。
- ・農業者の皆さんにお世話になっています道路、河川の法面の草刈りの対応に関する意見。
- ・山林から搬出した木竹や農地に隣接した土地からの木竹の枝に関する意見。
- ・11月から12月の野外焼却を控える推奨期間に関する意見。
- ・自走式草刈機やセンチピードグラスに関する意見。

3. 三田市里山と共生するまちづくり条例の抜粋

第4章 地域の生活環境と農業振興の調和

(地域の生活環境の保全と農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却)

第32条 廃棄物の焼却は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき原則として禁止されていることに鑑み、市民は、同法第16条の2第3号及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第14条第4号の規定により焼却禁止の例外となる農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却（以下「農業を営むための廃棄物の焼却」といいます。）を行おうとするときは、周辺地域の生活環境に著しい支障がないよう行わなければなりません。

- 2 市民は、法令の範囲内における農業を営むための廃棄物の焼却が行われることを理解し、地域の生活環境と農業振興の調和について相互理解に努めます。
- 3 市は、生活環境の保全を図るため、農業を営むための廃棄物の焼却に関する啓発及び当該焼却の減少を推進する方策について、財政上の措置を講ずるよう努めるとともに、必要な施策を講じます。

(お問い合わせ)

・運用指針に関すること

三田市 市民生活部 環境共生室 環境衛生課

電話番号：079-559-5064

FAX番号：079-562-3555

・条例に関すること

三田市 市民生活部 環境共生室

里山のまちづくり課

電話番号：079-559-5226

FAX番号：079-562-3555

森林法による「火入れ」について（お知らせとお願い）

経緯等について

森林法では、林野火災の防止を図るため、森林又は森林に接近している一定の範囲内の土地においては、市長の許可を受けて、その指示に従ってでなければ「火入れ」をしてはならない、と定められています。

この「火入れ」に関する手続き等が適正に運用されていないとして、市民の方からオンブズパーソンに申し立てがあり、12月14日に調査結果の通知がありました。

その調査結果に、関係者へ「火入れ」に関して周知徹底を図るべきとの意見・勧告があり、市としましても、農業者の皆さまへの周知を急ぐべきと判断しましたので、下記のとおり「火入れ」についてお知らせをいたします。

森林法による「火入れ」の概要と留意点等について

- 「火入れ」とは、森林又は森林に接近している周囲1キロメートルの範囲内にある原野、田畠その他の土地にある雑草、堆積物等を面的な広がりをもって焼却する行為のことをいいます。
- 「火入れ」に該当する行為を行う場合は、事前に申請し、市長の許可を得る必要があります。

(参考)

林野庁の通達では、水田で稲わら等を面的に焼却するような場合は、面的な焼却行為として火入れに該当すると解釈されています。

また、あぜや法面については、面的な焼却であるか否かを、地形状況等からケースバイケースで判断すべきであるとされています。

皆さまへのお願い

稲わらや雑草等を、面的な広がりをもって焼却されるなど「火入れ」に該当すると思われる場合は、事前に下記までご相談ください。

※「火入れ」に関する今後の対応として、オンブズパーソンの調査結果を真摯に受け止めるとともに、皆さまの声も伺いながら、適切な対応について検討を進めてまいりますご理解をお願いいたします。

(お問い合わせ)

・火入れに関すること

三田市 地域振興部 産業戦略室 農村整備課

電話番号 079-559-5090

FAX番号 079-562-2175